

太田市学習文化センター条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第67号

太田市学習文化センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、太田市学習文化センター条例（平成17年太田市条例第132号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び利用時間)

第2条 太田市学習文化センター（以下「センター」という。）の開館時間及び利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

(継続利用期間)

第3条 センターの継続利用期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める期間を超えることができない。

- (1) 視聴覚ホール 3日
- (2) 展示ギャラリー 10日
- (3) 第1研修室及び第2研修室（以下「研修室」という。） 5日

(開館時間等の特例)

第4条 前2条の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間、利用時間及び継続利用期間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(2) 月曜日

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（利用の申請）

第6条 センターの利用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、学習文化センター利用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）正副2通をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、視聴覚ホールにあつては利用しようとする日の6月前から1週間前までの期間内に、展示ギャラリー及び研修室にあつては利用しようとする日の6月前から3日前までの期間内に申請しなければならない。ただし、市長が管理に支障がないと認めるときは、この限りでない。

（利用の許可）

第7条 センターの利用の許可は、前条第1項の規定により、提出された申請書の副本に承認印（様式第2号）を押し、これを申請者に交付するものとする。

（利用の変更又は取消し）

第8条 前条の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を得た事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、学習文化センター利用変更・取消許可申請書（様式第3号）に交付された申請書の副本を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者より、前項の変更又は取消しの申請がなされた場合において、センターの利用上及び管理上支障がないと市長が認めるときは、学習文化センター利用変更・取消許可承認書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

（使用料の返還）

第9条 条例第10条ただし書の規定により、使用料の返還を受けようとする者は、学習文化センター使用料返還申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第10条 条例第9条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額し、又は免除する額は、附属設備等の使用料を含む使用料に、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 太田市及び太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、主催又は共催する事業で利用するとき。 100分の100
- (2) 市内の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校及び大学の長が児童、生徒若しくは学生の正規の教育課程又はクラブ活動等に利用するとき。 100分の100
- (3) 公共団体、公共的団体、市内の社会教育関係団体、市内の福祉団体及び市内の福祉奉仕活動団体が、社会教育活動等に利用するとき。 研修室については100分の100、視聴覚ホール及び展示ギャラリーについては100分の50
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。
市長が認定する率

2 使用料の減免を受けようとする者は、学習文化センター使用料減免申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第11条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を得ないでセンター内に特別な設備又は造作等を施さないこと。
- (2) 許可を得ないで火気を使用しないこと。
- (3) 許可を得ないでセンター内において物品の展示、販売及び印刷物等の掲示をしないこと。

- (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけること。
- (5) 秩序を維持し、施設及び附属設備を損傷しないこと。
- (6) 営利を目的とした行為をしないこと。
- (7) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

2 利用者が前項の規定に違反した場合は、市長は、その行為をやめるよう指示し、これに従わないときは退館させることができる。

(職員の立入り)

第12条 利用者は、センター職員が管理上の必要により入室するときは、これを拒むことはできない。

(利用後の報告及び点検)

第13条 利用者は、その利用を終了したときは、センター職員にその旨を告げ、利用施設及び附属設備の点検を受けなければならない。

(その他)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に効力を有する教育委員会が行った処分その他の行為又は現に教育委員会に対してされた申請その他の行為で、この規則の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、市長が行った処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

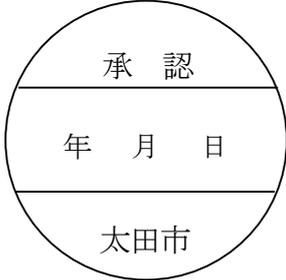
様式第1号(第6条関係)

<p>学習文化センター利用承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)太田市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 団 体 名 代表者氏名 電話番号</p> <p>次のとおり利用の許可をしてください。</p>			
利用する 施設及び 附属設備	施 設	・視聴覚ホール・展示ギャラリー・第1研修室・第2研修室	
	附属設備等		
利 用 時 日 時	年 月 日(曜日)	時 分から	午 前 午 後 夜 1 日
	年 月 日(曜日)	時 分まで	
利用目的		利用人員	人
利 用 者 責 任 者	住 所		
	氏 名	電話番号	()
備 考			
※使用料	施 設	附 属 設 備 等	計
	円	円	円
※ 減 免 の 有 無		有 ・ 無	

注 ※印の欄には記入しないでください。

課長	係長	係	合議

様式第2号(第7条関係)



3.5センチメートル

様式第3号(第8条関係)

学習文化センター利用 変更 許可申請書
取 消

年 月 日

(宛先)太田市長

申請者
住 所
団 体 名
代表者氏名
電話番号

次のとおり、変更 取消し をしたいので、承認してください。

利用許可年月日	年 月 日		
変更又は取消しの 内 容	変 更 前	変 更 後 ・ 取 消 し	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	利用施設等		
	時 間	: ~ :	: ~ :
そ の 他 (使用料の差額等)			取消し
変更又は取消しの 理 由			
添 付 書 類	学習文化センター利用承認申請書(許可済のもの)		

課長	係長	係	合議

様式第4号(第8条関係)

学習文化センター利用 変更 取消 許可承認書

年 月 日

団体名
代表者氏名 様

太田市長 印

次のとおり、変更 取消 許可承認します。

利用許可年月日	年 月 日
---------	-------

変更又は取消しの 内 容	変 更 前		変 更 後 ・ 取 消 し		取消し
	年月日	年月日	年月日	年月日	
利用施設等					
時 間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
そ の 他 <small>(使用料の差額等)</small>					

変更又は取消しの 内 容	
-----------------	--

承認印	
-----	--

<p>学習文化センター使用料返還申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)太田市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 団 体 名 代表者氏名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">①</p> <p>次のとおり使用料を返還してください。</p> <p style="text-align: center;">円</p> <p>ただし、 年 月 日納付した学習文化センター使用料の返還金</p>			
返還申請の理由			
返還金受取金融機関	金融機関名	支店	
	口座番号	(普) (当)	
	名義人		
添付書類	学習文化センターの利用承認書、領収書等の書類		

<p>学習文化センター使用料減免申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)太田市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 団 体 名 代表者氏名 電話番号</p> <p>次のとおり使用料を減免してください。</p>			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分 から		
	年 月 日(曜日) 時 分 まで		
利 用 人 員			
利 用 施 設 等			
利 用 責 任 者	住 所 氏 名 (電話番号)		
減 免 申 請 の 理 由			
※ 使 用 料	円	※ 減 免 使 用 料	円

注 ※印の欄には記入しないでください。

課長	係長	係	合議